

審査基準

平成13年6月6日作成

法令名	: 古物営業法
根拠条項	: 第7条第4項
処分の概要	: 許可証の書換え
原権者(重任先)	: 石川県公安委員会
法令の定め:	古物営業法施行規則第5条第6項、第7項、第4条第2項(許可証の書換への申請)
審査基準:	
標準処理期間	: 14日。
申請先	: 申請書は、経由警察署の生活安全課(生活安全刑事課)に提出して下さい。
問い合わせ先	: 石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係 (076)262-1161 内線3043
備考:	